

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	小林善彦著『ルソーとその時代』
Sub Title	Yoshihiko Kobayashi, Rousseau et son temps
Author	奈良, 和重(Nara, Kazushige)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.12 (1973. 12) ,p.102- 105
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19731215-0102

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

小林 善彦 著

『ルソーとその時代』

「現代のさまざまな問題を考える場合、日々に眼まぐるしく動いている現象を見つめることも、もとより重要であるが、一步退いて、近代の社会および思想を原理的に再検討し、根本から見なおすことによつて、真の問題を明らかにし、解決を見いだすことがしばしばある。ところで近代といえ、わが国では明治維新以来の時代をさし、ヨーロッパについては、フランス革命以後の時代をさして、ヨーロッパが普通であるが、そのような近代の社会および思想が、突如として出現したものでないことも、これまたいうまでもない。例をフランスにとつていうならば、フランス革命とそれに続く十九世紀の思想は、突如として出現したものでないことも、これまたいうまでもない。いわゆる啓蒙思想が準備をし、積み重ねてきた思想的営為の延長なしの結果なのである。

このように考えてみると、近代の思想がもつとも原初の形をとつて、原理的な問題を提示している啓蒙時代、十八世紀の思想を検討

することが、きわめて現代的な意味を帯びてくるのである。最近十年ほどの間に、ヨーロッパやアメリカにおいて、十八世紀フランスに関する研究がにわかに盛んになり、数多くの研究が発表されているのも、以上のような考え方からすれば当然ともいえるであろう。本書が右のような著者の問題意識、あるいは認識視座に基づいていることは、さらに「あとがき」における同様な文章によつても、充分に明らかであり、わたくしもまた同感である。わたくし自身は、フランス啓蒙主義の思想史研究を専門とするわけではないけれども、「ひとつの時代が終り、新しい自由と批判の精神が起つてくる」十八世紀という意識の危機、あるいは危機の意識の時代に深い関心を寄せている。最近、コロンビア大学教授ビーター・ゲイの『啓蒙主義』二巻に関して論文を発表したのも、まさに同一の目的と意図によつて啓蒙思想に現代的問いかけを行つたものである（本誌第四十六巻第五号「ビーター・ゲイの『啓蒙』の弁証法」について、参照）。

ところで、本書は、著者の関心がルソーを中心とする啓蒙主義の思想と文学にあるので、『ルソーとその時代』と題されているが、その内容とテーマは多岐にわたつてゐる。ペローとポアローを端緒とする古典主義と近代主義の論争、ジョン・ローの「システム」を通してのフランス絶対主義の経済的混乱、モンテスキューの『ペルシア人の手紙』と『法の精神』、ディドロを中心とする『百科全書』成立のあゆみなど、いずれも明快な筆致で描かれ、啓蒙主義のすぐれた文学的な文体を如実に映しだすとともに、無知、偏見、そして權威に対する、字義通り『啓蒙』の批判的精神を鋭く随所に示してい

るエッセイである。

ヴォルテールに関する二つのモノグラフ、「カラス事件——十八世紀フランスにおける異端と寛容の問題」「ヴォルテールとカラス事件」は、「ジャン・カラスの生命という高価な犠牲を払つても、なお人間は自己の犯した過ちを認め、偏見を正すことができぬのであろうか」という著者の告発的な問いかけと相まつて、「しかしここで一つの問いを発して見たいのである。一体われわれは隣人の内面のドラマについて何を知っているのであろうか。例えばある一人の人間の感情生活や性的生活について、他の人たちはどれ位知ることができ得るであろうか」という言葉は、読者に深く訴えかけるであろう。カラス事件に象徴されるニグノーとカトリックとの宗教的不寛容、互いに他をスケープゴート化する残酷非道な行為は、政治的、社会的、経済的な混乱のさなかに、二百年このかたさまざまに形態転化されながら、今日のイデオロギーの対立抗争に濃い翳を落していることを、誰が否定できようか。しかもわれわれは、いまだ現代のヴォルテールを持つていない。「寛容論」の代りに、マルクレーラの「純粋寛容批判」がどのような影響を及ぼしているか、いまそれを論ずべき場所ではない。ともあれ、サン・テチエヌ教会でのマルクレーアントワヌの鎮魂ミサがあげられて後、白色苦業会をはじめすべての苦業会が（当時のトゥールーズには四つの苦業会があつて、夫々白、青、黒、灰色の衣をまとい、眼だけを出して顔を隠し頭巾を被り、独特の組織と厳しい統制をもつて互いに競つていた。合同葬儀を催したそうであるが、その時には教会の礼拝堂に巨大な祭壇を設けて

その上に骸骨を飾り、片手には殉教のしるしである棕櫚の枝を持たせ、もう一方の手にはブラカードを持たせて、そこには大きな文字で「異端書絶 Abjuration de l'Herésie」と書かれていたという。狂信と、それが生み出す憎悪の、えもいへぬ病的感覚がわれわれを慄然とさせないであらうか。

わたたくしにとつて、最も重要と思われるのは、最後の論文「自由についての二つの考え方——とくにルソーをめぐるつて」である。以下にまず、著者の論述にそつて自由についての異つた考え方、「問題の原点」を明らかにしてみたい。著者の言うように、自由とは何か、という問題は、人間とは何か、という問いと密接にかかわり合つている。近代の政治理論家たちが、*nature humaine*、そしてその理論的あるいは現実的な前提として、*l'état de nature* から出発していることは、これを明証している。すなわち、イギリスにおけるホッブスとロック、彼らを継承したフランスのモンテスキューや百科全書派の人びとは、その論理的組立てからみて、相違するところよりもむしろ、類似するところが多いのである。彼らは、人間はなによりもまず、「社会的存在」であると見なしていたからである。この点で、彼らの人間・社会・自由に関する論理は、近代的民主主義あるいは市民社会なるものの原理的反映にほかならない。それに対して、著者はルソーの対照的な立場を解明する。それを図式的な形で示すならば、「人間は本来、自由で善良で幸福であつたが、現実にはそれが奴隷となり、邪悪となり、不幸な存在となつていゝ」といふことである。しかも、ルソーのいう「自然状態」とは、「歴史的

真理ではなく、仮説的、条件的推理」であつて、彼の作品のいずれの意図も、「問題を明らかにし」「事物の自然を明らかにする」ことにあつて、「問題の解決」ではなかつたということが銘記されなければならぬ。

かくて、ルソーによつて扱えられた「自然状態における人間」の理念的な人間像の特徴は、第一に人間は理性的ではないこと、第二に理性に先立つ二つの原理、「自己保存」と「憐みの情」によつて支配される感性的存在であること、第三に自然状態における人間は社会的存在ではなく、「孤独な存在」であること、それゆゑに「このような自然状態の理念、またはそこにおける人間の理念は、……社会は人間の保護者であり、人間は社会に生きるために作られたと考えるブルジョワ・デモクラシーの論理とは、対照をなしているのが容易に理解されるであろう。ルソーは自然の人間、すなわち本来あるべき人間の姿を、いまだ理性が発達していない孤独な存在であると考え、『百科全書派の人々……は人間を理性的で社会的な存在と考へていた。ここに両者の間の思想的対立の原因があつたのである』と結論される。

ルソーがデイドロ、とりわけヴォルテールとの間に惹き起こした相互不理解や誤解は、著者の指摘するところによると、論理とか思想の次元だけの問題ではなく、さらに人間的な肌合いの違い、人間関係の觀念についての違いの問題であつて、「理性による理解の範囲をこえた感性の問題」である。「孤独な散歩者」の自由は、心の交わり、魂の触れ合いであつて、啓蒙的合理主義者たちの「社交

とはほど遠いものであつた。ルソーの言うように、「わたしは決して市民社会に真にふさわしい人間ではなかつたといえる。市民社会にあつてはすべてが拘束となり、義務となり、義務となる。……自由に行動するかぎり、わたしは善良であり、することはすべて善である。しかし束縛を感じれば、それが必然によるものである」と、人間によるものであらうと、すぐわたしは反抗的になる。」これは、確かに「拒否の論理」であつて、究極的にはルソーにおける自由は、「内面の問題」とならざるを得ない。

しかしながら、「エミール」とか「社会契約論」のルソーはどうであらうか。後者においては、自由な人間の意志としての「一般意志」、そしてそれへの服従が「強制」され、「市民的自由」が強調されている。このルソーの矛盾——少なくとも論理的不整合——という残された問題を、著者は最後に論じているが、要するに、ルソー自身の「各構成員をそのすべての権利とともに、共同体の全体に対して、全面的に譲渡する」という論理は、一見ホッブスのそれと酷似しているが、「自然の自由」を放棄したのではなく、むしろその上にたつた「市民的自由」の獲得である。著者が指摘されるように、ルソーの説明は必ずしも明快ではなく、抽象的な形で論じられているから問題が後に残されることになつたのであるが、さらにつけ加えるならば、抽象的に論じられるかぎり、ルソーの論理は問題を解決したかに思われるが、それが現実化される場合、論理の破綻が露呈されたとも言いえよう。

著者は、ルソーと他のフィロソフたちとの思想的乖離性を、そ

の生涯、パーソナリティとかかわりにおいてさらに深く探つてゐる。「自由についての二つの考え方」をこのように整理すること
は、「問題を明らかにする」ため、充分に意味のあることは疑いも
無い。ただしつぎのことに注意しておきたい。ルソーの「自由の論
理」は、啓蒙主義とともに、ロマン主義の思想圏域に引き込まれ、さ
らにカントからヘーゲル、マルクスにいたる思想系譜のなかに引き
込まれていったということである。そこでは、自我||他者の総体と
しての共同体理念として、ルソーの思想的内実が生かされ、彼の
ambivalenceの政治が今日蘇えりつつある理由も、こうしたコンテ
クストにおいて再検討されている。それに反して、啓蒙的合理主義
者たちのモラルは、ヴォルテールのごとき「真の哲学者」の精神を
喪失し、もっぱら私的所有の正当化としての所有的自我によつて、
市民社会を「肌合いの違つた人間」社会へと転化させてしまつた。
けだし、*l'âme déchirée* はルソーであるよりもむしろ、現代人その
ものなのである。(昭和四十八年、三二二頁、大修館書店)

奈良 和重

Andrew S. McFarland,

Power and Leadership in Pluralist Systems

Stanford University Press, Stanford, California, 1969.

xiii + 273 pp.

アンドリュウ・S・マクファーランド著

『多元主義的体系における

権力と指導性』

1

主に米国で発展してきた、地域社会における権力構造の解明をめ
ざす研究系譜には、その本性上政治学がかかえており、現代政治学
が直面している根本課題の一つが集約されて出現してきたようにみ
える。コミュニケーション・パワー・ストラクチャ研究と呼ばれる一連
の研究がまず目的とするのは地域社会の権力構造を素描することだ
であつた。このために多種多様な技術が開発されてきているが、考え
方の異なる二つの技術が主要な地位を占めている。プロイト・ハンタ
ーによつて先鞭をつけられた評判法の技術は、権力者が人々の間に
持つている権力価値を指標にその社会の権力者達の形態つまり権力